

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生 C 右の該当する番号及び欄に○を付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。	1 障害者	<table border="1"> <tr> <td>該当者 区分</td> <td>本人</td> <td>配偶者</td> <td>扶養親族</td> </tr> <tr> <td>一般の障害者</td> <td></td> <td></td> <td>(人)</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td>(人)</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td>(人)</td> </tr> </table>	該当者 区分	本人	配偶者	扶養親族	一般の障害者			(人)	特別障害者			(人)	同居特別障害者			(人)	2 寡婦 3 特別の寡婦 4 寡夫 5 勤労学生	左記の内容	異動月日及び事由 (平成23年中に異動があった場合に記載してください)
	該当者 区分	本人	配偶者	扶養親族																	
	一般の障害者			(人)																	
特別障害者			(人)																		
同居特別障害者			(人)																		
以下の事項を記入してください↓					記入しない																

該当者がいる場合は○をつける

【特別障害者】・・・所得者本人又はその控除対象配偶者や扶養親族で、次のいづれかに該当する人

- ・精神上的障害により能力を欠く常況にある人
- ・知的障害者と判定され、このうち重度の知的障害者と判定された人
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、障害等級が1級の人
- ・身体障害者手帳に身体上の障害程度が1級又は2級である人・・・など

【寡婦】・・・所得者本人が次のいづれかに該当する人

- (1) 次のいづれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子のある人
 - ・夫と死別もしくは離婚した後、婚姻していない人
 - ・夫の生死が分からない人
- (2) (1)以外で、次のいづれかに該当し、合計所得金額が500万円以下の人
 - ・夫と死別した後、婚姻していない人
 - ・夫の生死が分からない人

*「生計を一にする子」とは、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていたり、所得金額が38万円を超えている人は含まれません

【特別の寡婦】・・・寡婦のうち、扶養親族である子がおり、かつ合計所得金額が500万円以下の人

【寡夫】・・・所得者本人が次のいづれかに該当する人で、生計を一にする子があり、合計所得金額が500万円以下の人

- ・妻と死別、離婚した後、婚姻していない人
- ・妻の生死が分からない人

【勤労学生】・・・所得者本人が次のいづれかに該当する人

- (1) 次に掲げる学校等の児童、生徒、学生又は訓練生
 - ・学校教育法に規定する学校(小学校、中学校～)
 - ・文化科学大臣が定める基準を満たす専修学校等で、一定の要件に該当する課程を履修させるもの
- (2) 合計所得金額が65万円以下
- (3) 合計所得金額のうち給与所得金額以外に所得金額が10万円以下

障害者(特別障害者)・・・障害の状態、手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)などの障害者に該当する事実を記入してください
 その人が控除対象配偶者や扶養親族の場合は名前を記入(特別障害者の場合は同居の有無も必要)

寡婦・寡夫・・・生計を一にする子の氏名、その子の平成24年中の所得の見積額

勤労学生・・・学校名と入学年月日と平成24年中の所得の見積額